



五霞町
広報

人がきらめきだれもが
安心・安全に暮らせるまち

ごか

2013

3

月号

No.771



地域の方と郷土料理を作ろう
(関連記事17ページ 学校コーナー)

主な目次

- 不法投棄は許しません2
- 中の島公園こぶし、春の火災予防運動3
- 国民健康保険からのお知らせ4、5
- 平成23年度財務書類の公表6、7



五霞町イメージキャラクター
「ごかりん」

みんなで守ろう きれいな環境

不法投棄は許しません！



毎年、多くの不法投棄が発生しています。

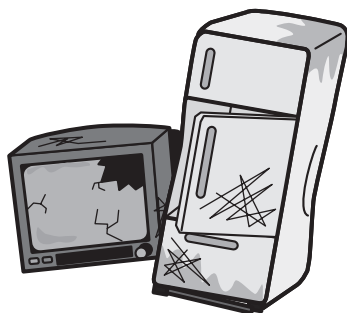
不法投棄されたごみは、一般家庭から出されたごみや処分するために費用が伴う家電リサイクル対象商品（テレビ、エアコン、洗濯機・衣類乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫）などで悪質な事案が目立ちます。

【不法投棄は犯罪です】

不法投棄をした者には、5年以下の懲役または1,000万円以下の罰金が科せられます。

※昨年の4月から今年の1月末までに不法投棄されたごみ

品 目	台 数
テレビ	15
エアコン	0
洗濯機	2
衣類乾燥機	1
冷蔵庫	2
その他のごみ	多数



【不法投棄の多い場所】

不法投棄が多発する場所としては、雑草が伸びてしまい管理が行き届いていない状態の土地や夜間人気のない公園など、目が届きにくい場所があげられます。

【土地の所有者には管理責任があります】

土地の所有者（管理者）には、その土地の管理責任を果たす義務があります。

万が一、不法投棄をされてしまった場合、投棄者が判明しないときには、その土地の所有者（管理者）に投棄物の撤去をお願いしています。

日頃から、所有する土地の雑草が伸びていないかなどきちんと管理し、不法投棄をされないような対策をしてください。



回収されたごみ

【不法投棄をなくすには】

町では、不法投棄が多発する箇所を重点的にパトロールし、不法投棄の防止に努めてきましたが、残念ながら解決には至っておりません。

不法投棄の根絶には、地域ぐるみで監視の目を光らせることが効果的であると言われております。地域のみなさんご協力をお願いします。

【不法投棄を見つけたら】

不法投棄をしている現場を見つけたら、110番通報をするか、次のフリーダイヤルまで連絡してください。

☎0120-536380

（いつもみんなでむらなくみはれ）

110番



○お問い合わせ

建設環境課 生活環境G

☎(84)3618 (直通)

中の島公園のこぶしの開花について

中の島公園のこぶしが3月下旬から4月上旬にかけて見頃を迎えます。

このこぶしは、高さ約13メートル、幹回り約3.7メートルで関東最大級と言われており、

たくさんの方々が傘のように張り出す姿は、多くの方に喜んでいただいています。

町では、こぶしの開花情報を随時ホームページでお知らせします。

また、臨時駐車場を次のとおり開設しますので、来場の際はご活用ください。

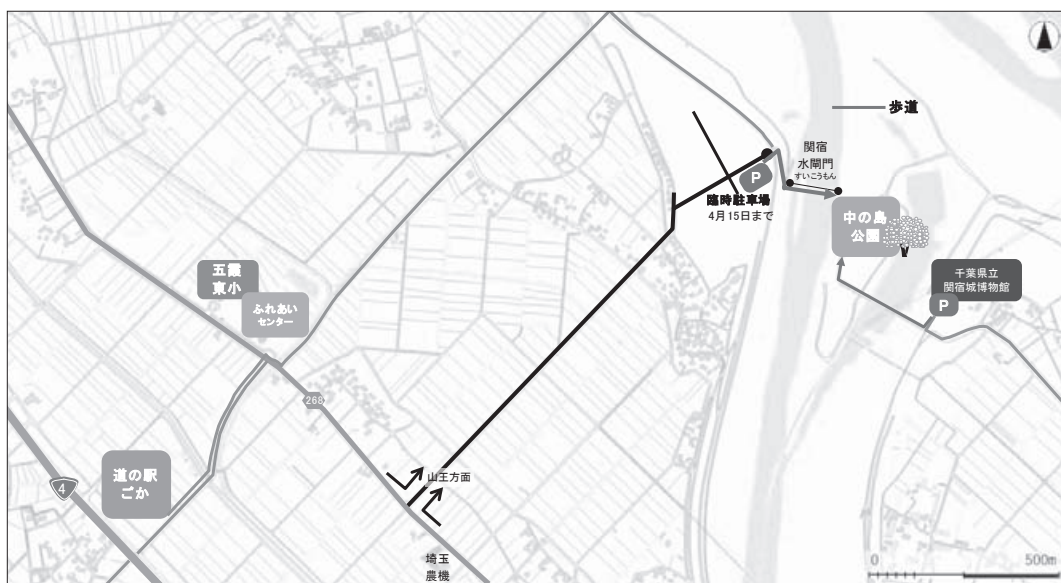
○臨時駐車場開設期間

3月20日(水)～4月15日(月)

○お問い合わせ

産業課 地域産業G

☎(84)2582(直通)



春の全国火災予防運動

『消すまでは 出ない行かない 離れない』

(全国統一標語)

3月1日(金)～7日(木)

3月1日(金)～7日(木)は、全国一斉に春の火災予防運動が実施されます。

火災予防運動は、住民のみなさんに防火に対する意識を一層高めていただき、火災の発生を防止することにより、尊い生命や貴重な財産の損失を防ぐことを目的としています。

みなさんの家庭や地域、職場を火災から守るよう十分に気をつけましょう。

《出火原因は ちよつとした不注意》

一般家庭で起こる火災の出火原因を見ると、たばこやたき火、コンロやストーブの消し忘れなど、日常生活でのちよつとした不注意が多いようです。また、この時期は特に空気が乾燥し、火災が起こりやすくなる季節でもあります。

就寝前やお出かけ前には、もう一度火のもとを確認しましょう。



《消防団からのお願い》

○春の火災予防運動期間中、当町消防団員が夕方と夜間、管轄する行政区を巡回します。消防団活動にご理解ご協力をお願いします。

○火災発生時には、危険防止及び迅速な活動を実施するため現場周辺への立ち入りや消防水利周辺への駐車などはご遠慮ください。



○お問い合わせ

総務課 行政・防災G

☎(84)1111(内線214)

国民健康保険からのお知らせ

被保険者証が新しくなります

現在使用している被保険者証の有効期限は、平成25年3月31日です。

新しい被保険者証は、3月下旬に各世帯へ郵送します。お手元に届きましたら記載内容をご確認ください。内容に誤りがありましたら、被保険者証をご持参のうえ、町民税務課(②窓口)へお申し出ください。

また、有効期限の切れた被保険者証は各自で処分してください。

新しい被保険者証が届いたら次のことをご確認ください

○資格がないのに被保険者証が届いた(転出、死亡、社会保険など他の保険に加入している方)
○資格があるのに被保険者証が届かない(転入、出生、社会保険など他の保険に加入していない方)

○記載内容(住所、氏名、生年月日)に誤りがないか
※就職や退職に伴い、会社の社会保険の加入・脱退をした場合

は町民税務課に届出が必要です。
※就学や施設入所などで、他の市町村に転出する場合にも届出が必要です。

被保険者証等の再交付

被保険者証、高齢受給者証を紛失・破損された場合は、町民税務課(②窓口)にて再交付の申請ができます。

国民健康保険の届出義務は世帯主にあります。印鑑、身分証明書をご持参ください。世帯主以外の方が申請する場合は、委任状(窓口にもあります)の提出が必要です。

国民健康保険 被保険者証	有効期限 平成26年3月31日 記号 123 番号 456789
氏名	五 震 太郎
生年月日	昭和 57 年 12 月 31 日 性別 男
世帯主氏名	五 震 太郎
住所	茨城県猿島郡五震町大字〇〇△△
交付年月日	平成 25 年 4 月 1 日
保険者の名称及び印	茨城県猿島郡五震町
保険者番号	TEL 0280-84-1111 080861

70歳から74歳の方は高齢受給者証をご確認ください

現在使用している高齢受給者証は、被保険者証と同様に有効期限が平成25年3月31日となっています。

医療機関の窓口で負担する一部負担金が、平成25年度も1割のままとなりましたので、負担割合が「2割(平成25年7月31日までは1割)」と記載された受給者証を郵送します。なお、一定以上の所得がある方は3割負担となります。

また、後期高齢者医療制度の対象となる一定の障害認定を受けた方は除かれます。
毎年7月に負担割合の判定を行いますので、有効期限は平成25年7月31日となります。

被保険者証とは別の封筒で郵送しますので、ご注意ください。

後期高齢者医療被保険者証の更新は7月末です
後期高齢者医療保険に加入されている方(75歳以上の方、または65歳以上で障害認定を受け

ている方)の被保険者証の有効期限は平成25年7月31日です。7月下旬に新しい被保険者証を郵送します。有効期限までは引き続き現在お手持ちの被保険者証をご使用ください。



被保険者証に臓器提供意思表示欄を設けました

新しい被保険者証の裏面に、臓器提供の意思表示をする欄を作成しました。

◆脳死後及び心臓が停止した死後に臓器を提供してもいいと思われている方

◆脳死後は臓器提供したくないが、心臓が停止した死後には臓器を提供してもいいと思われている方
◆臓器を提供したくないと思われている方

このように臓器提供に関する自分の意思を表示することができます。記入は任意ですので、必ず記入しなければならないというものではありません。

また、意思を表示した方で内容を他人に知られたくない方には、『個人情報保護シール』があります。意思表示欄の上に貼ることで、個人情報を守ることができます。

『個人情報保護シール』は町民税務課(②窓口)にあります。ご希望される方はお申し出ください。

国民健康保険税の納め忘れにご注意ください

国民健康保険税に滞納がある、通常の被保険者証より有効期限の短い「短期被保険者証」や、医療費が全額自己負担になる「被保険者資格証明書」が交付されます。

なお、納税相談は随時行っています。(受付 町民税務課③、④窓口)

ジェネリック医薬品（後発医薬品）を活用してみましよう

ジェネリック医薬品とは、新薬（最初に作られた薬）の特許終了後に、有効成分、用法・用量、効能及び効果が同じ医薬品として申請され、厚生労働省の認可のもとで製造・販売された、新薬よりも値段の安い薬です。

少子高齢化や医療技術の進歩などによる医療費の増加が、国や各自治体における財政の大きな負担となっています。医療費の節減につながる安価なジェネリック医薬品が注目されています。

『ジェネリック医薬品希望カード』を被保険者証に同封します。病院や薬局の窓口で提示すると、ジェネリック医薬品にしてもらえます。ぜひ活用しましょう。

私たちの健康と安心を支える国民皆保険制度を支えるためにジェネリック医薬品の利用にご協力をお願いします。

※すべての薬にジェネリック医薬品があるとは限りません。特に複数の薬を処方されていると、変更できない場合があります。

特定健康診査を 受診しましょう

国民健康保険の被保険者を対象に、毎年、特定健診を実施しています。平成25年度も実施を予定していますので、ぜひ受診してください。年に一度は健康をチェックしましょう。

人間ドック受診の 助成について

人間ドック受診にかかる助成を平成25年度も予定しています。詳細は、広報ごか4月号に掲載の予定です。医療機関の予約を考えている方は、詳細を確認してからお願いします。

人間ドックの助成を受けた方は、同一年度内の特定健康診査は受診することができません。

〇お問い合わせ

町民税務課 町民G
☎(84)1965 (直通)



万が一の交通事故に備えて 『県民交通災害共済に 加入しませんか！』

交通事故は、注意していても巻き込まれてしまう場合があります。万が一に備えて県民交通災害共済に加入していれば、死亡の場合100万円、一定条件が揃えば傷害見舞金として2万円から30万円が支払われます。

〇共済会費（1年間）

◆大人 900円
◆中学生以下 500円

（4月1日現在で中学生以下の方）
〇お申し込み受付
3月1日（金）から役場総務課で随時受け付けます。

※行政組合加入者は2月から組合を通し受付中です。

〇共済期間

4月1日（月）～
平成26年3月31日（月）

※途中加入の場合は、お申し込みの翌日～3月31日

〇対象となる事故

対象となる事故は、道路を運行中の自動車・バイク・自転車等の接触・衝突・転落等が対象となり、自損事故も含まれます。

〇お問い合わせ

総務課 行政・防災G
☎(84)1111 (内線214)

中央公民館図書室について

中央公民館には図書室が設置されています。小さな図書室ですが、春休みなどはたくさんの子どもたちが読書や勉強に活用しています。

また、話題の本や新刊も多く受け入れているので、幅広い年代の方々が利用しています。少しずつ春の訪れを感じる日

向で読書はいかががでしょうか。すてきな本との出会いを楽しんでください。

〇利用時間

●火曜日～金曜日
午前9時～午後8時
●土・日曜日、祝日
午前9時～午後5時

〇休館日

月曜日・年末年始（月曜日が祝日の場合は開館し、翌日が休館となります。）

〇図書利用券

五霞町・古河市・坂東市・境町に在住・在勤されている方に発行することができます。

図書利用券1枚で5冊、15日間の貸し出しです。貸出期間は必ず守りましょう。

〇その他

みなさんの声を参考にして新刊を購入しています。ご希望をお聞かせください。

☆お勧めの本

「残り全部バケーション」

伊坂幸太郎



人生の小さな奇跡の物語。夫の浮気が原因で離婚する夫婦と、その一人娘。ひょんなことから、「家族解散前」の思い出として『岡田』と名乗る男とドライブすることに。（第1章「残り全部バケーション」）他、5章構成の連作集。伊坂ワールド全開です。

「たのしい麒麟のかいかた」 たがわひでき



普段は動物園でしか会えない麒麟やゾウ、パンダ、ペンギン、コアラなどを家で飼えたら…。そんな夢をかなえてくれる絵本。飼う方を通して、それぞれの動物の寝姿や食べるものなどをはじめとした生態がわかります。

平成23年度 財務書類(普通会計) を公表します

国の公会計改革に基づき作成された平成23年度普通会計財務書類を公表いたします。

これまでの決算書類とは別に企業会計的手法を取り入れた財務書類4表の特徴は、その年度の歳入歳出といった収支情報(フロー)に加え、町が整備してきた資産や借入金などの負債といった財産情報(ストック)や行政サービス提供のために発生した費用情報(コスト)を知ることができます。

今回は普通会計の貸借対照表と行政コスト計算書を中心に概要を説明いたします。

なお、町全体及び外郭団体を含めた連結財務書類については、順次、ホームページに掲載します。

※フローとストック …一定期間における変動量がフロー、ある時点における蓄積高がストックになります。

※企業会計的手法…発生主義：現金の支出を伴わない退職手当引当金や減価償却費などが該当します。

複式簿記：現金以外の資産・負債の動きも記録するものです。

※財務書類4表…基準モデルと総務省方式改訂モデルのうち町は後者を採用しています。この改訂モデルは「地方財政状況調査(決算統計)」を基に昭和44年度以降のデータによって作成され、多くの自治体が採用しているため他の自治体との比較・検討が容易であるといった特徴があります。また、財務書類4表は矢印の箇所がそれぞれ一致する関係になっています。

お問い合わせ先 … 財務課 財政・管財G ☎(84)1111(内線221)

※書類内のカッコは町民1人当たりの額ですが、端数計算で金額が合わないところもあります。
(平成24年3月31日 現在人口：9,365人 …前年比 92名減少しています。)

貸借対照表

資産

将来にわたって行政サービスを提供することができる価値、すなわち次世代が受けとることのできるサービスに使用されます。

公共資産

土地、建物など長期間にわたって行政サービスを提供するために使用する資産です。

投資及び出資金

第3セクターや企業会計への出資金等です。

貸付金

納期が到来していない貸付金です。

基金等

将来の支出に対する、財源の蓄えである基金等(積立金)です。

長期延滞債権

税金などで収入されていないもののうち、1年を超えて回収されていないものです。

現金預金

現金・預金や財政調整基金・減債基金です。

未収金

税金などで収入されていないもののうち、今年度新たに発生したものです。

借方

資産の部

179億3,173万2千円
191万5千円
※前年度比で4千円の増加

公共資産

140億9,295万8千円
(150万5千円)

投資等

23億9,218万7千円
(25万5千円)
投資及び出資金
6億7,745万6千円(7万2千円)

貸付金

4,469万7千円(5千円)
基金等
13億706万1千円(14万円)
長期延滞債権
3億9,658万4千円(4万2千円)
回収不能見込額
△3,361万1千円(△4千円)

流動資産

14億4,658万7千円
(15万5千円)

歳計現金

2億8,937万8千円(3万1千円) ①

基金

11億3,339万5千円(12万1千円)

未収金

2,381万4千円(3千円)

貸方

負債の部

51億1,935万2千円
54万7千円
※前年度比で1万円の減少

固定負債

46億8,887万2千円
(50万1千円)

地方債

37億8,641万8千円(40万4千円)

退職手当引当金

9億245万4千円(9万6千円)

流動負債

4億3,048万円
(4万6千円)

翌年度支払予定地方債

3億9,164万1千円(4万2千円)

賞与引当金

3,883万9千円(4千円)

純資産の部

③ 128億1,238万円
136万8千円
※前年度比で1万4千円の増加

公共資産等の財源

146億3,542万9千円(156万3千円)

その他一般財源

△18億3,662万8千円(△19万6千円)

資産評価差額

1,357万9千円(1千円)

負債

将来において支払いや返済の必要があるもので、次世代が負担する地方債などです。

地方債

地方債(借金)のうち翌々年度以降に返済が予定されているものです。

退職手当引当金

年度末に全職員が退職した場合に必要な額です。

翌年度支払予定地方債

翌年度に返済が予定されている地方債です。

賞与引当金

翌年度支払い予定の賞与について、支給対象期間のうち当年度にかかるものです。

純資産

現在保有する財産を整備するために、国や県からの支出金や税金がどのくらい充てられてきたかを示します。

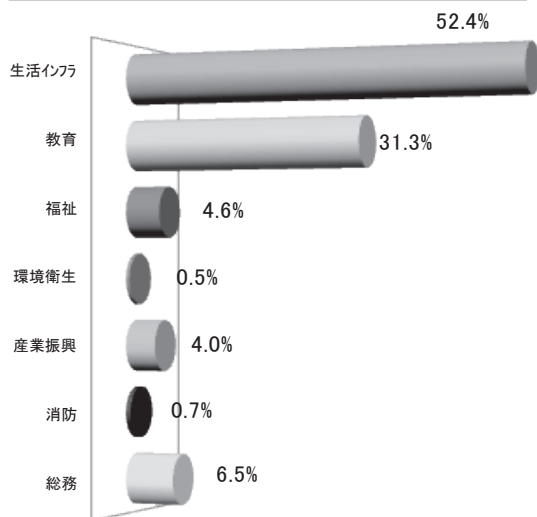
その他一般財源

資産の部(借方)の流動資産に充てた財源です。

資産評価差額

資産の取得価格と売却可能価格との差額などです。

公共資産(有形固定資産)の目的別割合



貸借対照表は、自治体が住民サービスを提供するために保有している財産(資産)とその資産をどのような財源(負債・純資産)で賄ってきたかを総括的に対照表示した一覧表です。借方と貸方が一致することからバランスシートとも呼ばれています。

借方は、建物や土地などの公共資産が約79%、出資金や基金などの投資等と現金・預金などの流動資産の合計が約21%となっており、貸方は、地方債や引当金など将来にわたり負担する固定負債と流動負債の合計が約29%、現在までの世代が負担してきた純資産が約71%となっています。

公共資産の内訳は、生活インフラ(道路、公園など)が約52%、次に教育が約31%となっています。

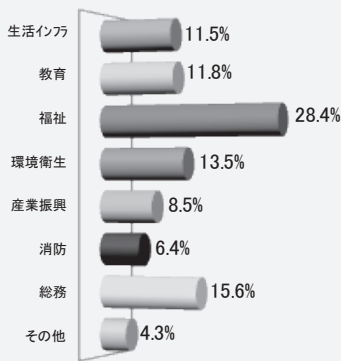
負債は、地方債の繰上償還をしたこともあり、前年度に対して約1億4千万円減少しています。

その他一般財源等がマイナスになっているのは、退職手当引当金や臨時財政対策債などの赤字債(建設事業などのために発行した地方債以外のもの)に対する積立がされてないため、その分は財源が拘束されることになり、将来の負担になります。

行政コスト計算書

経常行政コスト

性質別	・人にかかるコスト	8億2,512万8千円(8万8千円)
	・物にかかるコスト	9億3,908万8千円(10万円)
	・移転支出的なコスト	16億5,884万9千円(17万7千円)
	・その他のコスト	6,387万3千円(7千円)



(A)経常行政コスト合計 34億8,693万8千円(37万2千円)

経常収益

・使用料、手数料	1,107万2千円(1千円)
・分担金、負担金、寄附金	7,906万3千円(8千円)

(B)経常収益合計 9,013万5千円(9千円)

純経常行政コスト(A)-(B)
② 33億9,680万3千円
(36万3千円)

人にかかるコスト

職員給与や議員、各種委員等への報酬などに要する経費です。

物にかかるコスト

委託料、施設の運営管理費、修繕費、減価償却費などに要する経費です。

移転支出的なコスト

児童手当などの社会保障給付や補助金、特別会計に対する繰出金等経費です。

その他のコスト

借入金の利子返済に要する経費などです。

受益者負担

行政サービスの利用者が直接負担する使用料や手数料、保育料、学校給食費などです。

行政コスト計算書は、住民票の交付など行政サービス提供費用(コスト)と受益者負担を明らかにするものです。

性質別では、広域行政負担金や特別会計繰出金などの移転支出的コストが約48%、目的別では、福祉が約28%となっています。

純資産変動計算書

貸借対照表の貸方の「純資産の部」に計上されている額が1年間でどのように増減したかを示した表です。

これまでの世代が負担してきた純資産が、年度中にどれだけ増減したかを示すもので、純経常行政コストが受益者負担以外の財源でどの程度賄われているかがわかります。

期首(平成22年度末)純資産残高 128億579万8千円

当期変動高 658万2千円

純経常行政コスト	△33億9,680万3千円
一般財源	29億7,432万8千円
国県補助金・その他	4億2,905万7千円

期末(平成23年度末)純資産残高 128億1,238万円 ③

資金収支計算書

1年間の行政活動に伴う現金等の資金の流れを経常的収支、公共資産整備収支、投資・財務的収支の3つの活動に分けて表示したものです。財務書類のうち、唯一現金主義により作成されます。

期首(平成22年度末)資金残高 5億8,043万2千円

当期収支 △2億9,105万4千円

【収入38億4,918万1千円、支出41億4,023万5千円】

経常的収支	11億3,532万8千円
公共資産整備収支	△1億4,148万5千円
投資・財務的収支	△12億8,489万7千円

期末(平成23年度末)資金残高 2億8,937万8千円 ①

町職員の給与・職員数等の状況をお知らせします

町の人事行政の運営の公平性・透明性を確保するため、町職員の給与や勤務条件などの状況を公表します。

◆職員給与などの状況

1 人件費(平成23年度普通会計決算)

住民基本台帳人口(23年度末)	歳出総額(A)	人件費(B)	人件費率(B/A)	(参考)22年度人件費率
9,365人	4,140,235千円	774,544千円	18.7%	19.6%

※人件費には、特別職に支給される給与、報酬などを含みます。

2 職員の初任給、平均給料月額 (平成24年4月1日現在、一般行政職)

区分	初任給		平均給料 月 額	平均給与 月 額	平均 年齢
	大学卒	高校卒			
町	172,200円	140,100円	310,485円	339,840円	40.8歳
国	172,200円	140,100円	304,944円	372,906円	42.8歳

※平均給与月額、給料のほか、毎月支給される手当(扶養、住居、通勤及び管理職)が含まれます。

※国の平均給料及び平均給与額は、臨時特例法による減額後のものです。

3 期末・勤勉手当(平成24年4月1日現在)

区分	期末手当	勤勉手当
6月期	1.225月	0.675月
12月期	1.375月	0.675月
計	2.60月	1.35月

※国と同じ

4 退職手当 (平成24年4月1日現在)

区分	自己都合	定年・勸奨
勤続20年	23.5月分	30.55月分
勤続25年	33.5月分	41.34月分
勤続35年	47.5月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分

※五霞町は、茨城県市町村総合事務組合に加入し、退職手当の支給率は、同組合の条例に基づくものです。

5 特別職の給料など (平成24年4月1日現在)

区分	給料月額等	期末手当支給割合	給料・報酬減額
給料	町長 638,000円	6月期	町長20%、教育長・議長・副議長・議員10%の給料・報酬減額を実施しています。 ※左記の給料月額等は減額後の数値です。
	副町長 622,000円	1.40月	
	教育長 513,000円	12月期	
報酬	議長 319,000円	1.55月	
	副議長 284,000円	計	
	議員 270,000円	2.95月	

◆職員数に関する状況

1 級別職員数の状況(一般行政職)

(平成24年4月1日現在)

区 分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	計
標準的な職務内容	主事 主事補	主任	副主幹 主査	主幹	主席主幹 主幹	課長 参事	課長	
職員数	15人	10人	31人	14人	6人	8人	5人	89人
構成比	16.9%	11.2%	34.8%	15.7%	6.7%	9.0%	5.6%	100.0%

※その他 企業職3人、技能労務職1人、看護・保健職8人

2 部門別職員数

(各年4月1日現在)

区 分	職員数		対前年 増減数
部 門	23年	24年	
一般行政部門	73人	76人	3人
特別行政部門	8人	10人	2人
公営企業等会計部門	16人	15人	-1人
合 計	97人	101人	4人

◆職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

1 勤務時間の概要

職員の勤務時間は、1週間当たり38時間45分と定められており、原則毎週月曜日～金曜日の午前8時30分～午後5時15分の勤務となります。なお、正午～午後1時の間は休憩時間となります。

3 年次有給休暇の取得状況

(各年平均)

平成22年	平成23年
8.9日	8.5日

2 育児休業などの取得状況

育児休業とは、3歳に満たない子を養育するため、職務に従事しないことを可能とする制度です。

育児休業期間については、給与は支給されません。

平成23年度に育児休業を取得した職員は、1人でした。

◆職員の研修の状況

研修区分	コース数	延べ人数
特別研修	16	28人
階層別研修	5	16人
一般研修	6	361人
IT関連講座	7	16人

〇お問い合わせ

総務課 秘書・人事G ☎(84)1111 内線227

災害時応援協定を締結

1月17日、八千代町役場において、八千代町、境町、五霞町の3町による災害時における相互応援に関する協定を締結しました。

【締結理由】

地震や豪雨等の自然災害に備え、利根川や鬼怒川が流れる3町は平らな地形に大河川を持つなど地理的条件が似ています。河川の増水による堤防決壊等で甚大な被害が発生した時にそれぞれ町が指定する避難所が使用できない場合が想定されます。その場合、近隣の3町が緊密な連携を図り、被災した町の避難者を速やかに避難場所に受け入れられるように確保することから、締結するものです。



「災害時における相互応援に関する協定」調印式
八千代町・五霞町・境町

元栗橋新田地区で

「かがり火」が行われました



1月12日の夕方、元栗橋新田地区で「かがり火」が行われ、新田地区の約110世帯の方々が参加しました。

このかがり火は、元栗橋新田地区にある「新成会」の主催で行われ、次世代に伝統文化を伝えたいと平成19年に約40年ぶりに復活してから、今年で7回目を迎えました。

当日は、大小2つのやぐらがつくられ、年男、年女が火を入れると、大きな炎が舞いあがりました。そして、各世帯から、しめ縄や熊手、破魔矢などを持ち寄って焼き、その火で繭玉だんごや餅を焼いて食べ、無病息災を願いました。

親と子のふれあい劇場が 開催されました

2月3日、中央公民館講堂において、青少年相談員協議会・子ども会育成会主催の親と子のふれあい劇場が開催されました。

今年度は、劇団トマト座による「オズの魔法使い」が上演され、約200名の親子が、鑑賞しました。

この劇は、夢見る少女ドロシーと仲間たちが、それぞれの望みを叶えるために、オズ大王の住むエメラルドの都を目指す夢と感動の物語です。

テレビや映画などとは違う迫力に、子どもたちは、どきどきわくわくしながら見入っていました。

歌やダンスで躍動感あふれる舞台を観て、親子で楽しいひと時を過ごすことができました。



大好き いばらきネットワーカー等活動推進大会 県西ブロックが開催されました



1月26日、中央公民館において、大好き いばらきネットワーカー等活動推進大会県西ブロックが開催され、県西地域10市町から約200名が参加しました。

この大会は、大好き いばらき県民会議（会長 橋本 昌）が行う県民運動の推進を目的として委嘱された、大好き いばらきネットワーカーが主体となり開催され、今回は五霞町ネットワーカー、境町ネットワーカーが企画・運営を行いました。

当日は、「地域をつなぐ活動」をテーマとして、まちづくり活動で活躍する鳥取県のNPO法人夢蔵プロジェクトの事例発表や県西地域で行われている活動の報告が行われました。

第62回社会を明るくする運動作文コンテストにおいて表彰されました



平成24年12月26日「社会を明るくする運動」の啓発活動の一環として、作文コンテストが実施され、県内応募作品8,505点の中から五霞中学校3年生の中川瑞紀さんの作品が【優秀賞】茨城新聞社社長賞を受賞しました。

この運動は犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない地域社会を築こうとする全国的な運動です。

寄附がありました

12月28日、小沢道路株式会社（代表取締役 小澤勲氏）から、町行政の発展のために使用してほしいと、10万円の寄附がありました。ご厚志に対し厚くお礼申し上げます。

五霞町体育協会が環境美化活動を実施しました

2月3日、中学校ナイター照明付野球グラウンド、テニスコート、原宿台運動公園、五霞東西小学校体育館、ごかみずべ公園、B&G海洋センター1階体育館、五霞中学校武道場において、五霞町体育協会の主な団体から約120名が参加し、環境美化活動が行われました。

当日は、天気も良くおだやかな日でした、参加した方々は、日頃利用している場所であるため熱心に活動ができ、作業は順調でした。プレーに支障をきたしていた箇所などについてよく整備することができ、今後プレーをするのが楽しみになりました。



まち・体育協会関係大会結果

第19回

体育協会会長杯争奪

テニス大会

○期日 12月2日

○場所 町テニスコート

○参加 6チーム 37名

○結果

優勝 花みずきチーム

準優勝 リーブスAチーム

第3位 五霞Aチーム

第22回B&G子どもドッジボール大会

○期日 1月13日

○場所 B&G海洋センター、五霞中学校体育館

○参加 20チーム（2部門）

○結果

◆男子の部

優勝 原宿台C

準優勝 原宿台A

第3位 MKH（元栗橋本田）

◆女子の部

優勝 幸主B

準優勝 大福田女子

第3位 土与部子供会



児童館

ぐぐぐのひろば



カルタとりで遊ぼう

1月21日、南児童館において「カルタとりで遊ぼう」を行いました。

「ケーキ」や「カレー」など、おいしそうな食べ物絵のジャンボカルタなので、小さなお子さんもわかります。カルタを読みあげると、遠くのカルタに手をのばして取っている子、近くのカルタをすばやく取る子、タツチの差で取られてしまい、悔しがる子もいました。

幼児から小学生まで、みんなでカルタ取りを楽しみました。



手作り工作(デコミラー)



1月24日、西児童館において「デコミラー」を作りました。

キラキラのシールや星のビーズなどを、みんな思い思いにコンパクトミラーに貼っていきます。出来あがった自分だけの素敵なデコミラーを見て「きれいだね。」とうれしそうな声が聞こえました。

3月の行事予定

●南児童館 ☎(84)3456

- ・ドッジボール大会 4日(月)
- ・ママといっしょ 7日(木)
- ・ストップウォッチチャレンジ 11日(月)
- ・ママといっしょ 14日(木)
- ・ママといっしょ 21日(木)

- ・お楽しみ会 22日(金)
- ・みんなでクッキング 25日(月)

●西児童館 ☎(84)2321

- ・ちびっこ広場 1日(金)
- ・宝さがし 4日(月)
- ・ドッジボール大会 11日(月)
- ・手作りクッキング 14日(木)
- ・避難訓練 18日(月)
- ・お楽しみ会 22日(金)
- ・記憶ゲーム 27日(水)

西児童館

「ちびっこ広場」

参加お申し込み

西児童館では、4月から始まる「ちびっこ広場」の申し込みを次のとおり受け付けます。

この広場では、次の活動を通して親子のふれあいや親同士の育児情報の交換を深め、望ましい幼児の発育を促すお手伝いをします。ぜひご参加ください。

○対象年齢

2歳児～3歳児(1歳8カ月児以上ご相談に応じます。)

○開催日時

第1・3金曜日

午前10時30分～正午

○期間 1年間(18回予定)

○内容 リズム遊び・手遊び・紙芝居・親子制作・季節の行事・お誕生会など

○参加費 無料

○お申し込み方法

3月1日(金)～15日(金)に直接、西児童館へお申し込みください。
○お問い合わせ
西児童館 ☎(84)2321

南児童館

「ママといっしょ」

参加お申し込み

南児童館では、4月から始まる「ママといっしょ」の申し込みを次のとおり受け付けます。お母さんとお子さんが楽しくゆったりと遊べる場です。

また、お母さん同士の子育ての話もでき、お友達をつくる場としても好評です。ぜひご参加ください。

○対象年齢・開催日時

◆0歳児から1歳6カ月児

第1・3木曜日

午前10時30分～11時30分

◆1歳児から3歳児

第2・4木曜日

午前10時30分～11時30分

○期間 1年間(39回予定)

○内容 親子での手遊び・遊具遊び・リズム遊び・お誕生会・しゃべり場など

○参加費 無料

○お申し込み方法

3月1日(金)～15日(金)に直接、南児童館へお申し込みください。

○お問い合わせ

南児童館 ☎(84)3456

思いやりの心で明るい社会を

インターネットによる人権侵害

我が国のインターネットの利用人口は年々増加し、平成23年末には9,610万人となっています。

こうしたインターネットの普及に伴い、その匿名性、情報発信の容易さから、個人の名誉を侵害したり、差別を助長する表現等、人権に関わる様々な問題が発生しています。

また、小・中学生等の青少年の利用が年々増加している一方、学校裏サイト等における誹謗中傷の書き込み等、子どもが加害者や被害者になり、トラブルに巻き込まれる事案も発生しています。

そうした状況を踏まえ、政府は「青少年が安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」を平成21年4月から施行し、インターネット関係事業者にフィリタリングの提供を義務化するなど、対策に取り組んでいます。

インターネットを正しく利用し、人権を尊重した行動をとることが大切です。

(総務課 人権推進室)

(No.451)

ごかのお知らせ

お知らせ

所得の確定申告は

3月15日までです

(町民税務課)

平成24年中の所得における確定申告の期日は3月15日(金)までです。申告を必要とする方で、未だお済みでない方は、必ず期限内に申告をしてください。

所得税の申告が必要な方

- 平成24年中の給与の収入金額が2千万円を超える方。
- 給与を1か所から受け、退職所得以外の所得金額(収入金額から必要経費を控除した後の金額)の合計額が20万円を超える方。

○給与を2か所以上から受けている方。

○事業所得や不動産所得などがある方で、平成24年中の各種所得の合計額が所得控除の合計額を超える方。

町民税の申告が必要な方

平成25年1月1日現在、当町に住民登録がある方で、次に該当する方。

○所得税の申告は不要とされるが、事業所得(農業所得を含む)や不動産所得がある方。

○平成24年中の所得が無く、税法上において、どなたの扶養にもとられていない方。(所得が無い旨の申告をいただきます。)

無申告によって起きる問題

○申告義務者が申告をせず、後に所得等が判明すると、さかのぼって課税され、加算税がかかる場合がある。

○前年所得を算定の基礎とする税(町民税、国民健康保険税等)の正確な課税ができない。

○所得証明書等の交付ができなため、様々な手続きに支障をきたす。

○所得判定を要する様々な行政サービスが受けられない。

所得の申告は義務付けられており、無申告である場合の不利

益は本人だけでなく、ご家族(世帯員)へも及ぶ可能性があります。申告義務のある方は、必ず所得の申告をしましょう。

お問い合わせ

町民税務課 税務G
☎(84) 1966 (直通)

土地・家屋価格等の縦覧について

(町民税務課)

自分で所有する土地や家屋の評価額を確認することが出来ます。また、周辺の他の土地や家屋についても縦覧することができます。

縦覧期間

4月1日(月)～4月30日(火)

※土・日・祝日を除く

縦覧場所

町民税務課(4窓口)

縦覧できるもの

◆土地価格等縦覧帳簿

所在・価格・地目・地積

◆家屋価格等縦覧帳簿

所在・価格・家屋番号・種類・構造・床面積

縦覧できる方

◆土地の縦覧ができる方

五霞町の課税対象の土地を所有されている方

◆家屋の縦覧ができる方

五霞町の課税対象の家屋を所有されている方

※非課税及び免税点未満の方は、

縦覧できません

○手数料 無料

○縦覧に必要なもの

◆納税義務者本人

納税通知書、課税明細書または運転免許証など本人が確認できるものをご持参ください。

◆納税義務者の代理人

納税者からの委任状と代理人本人が確認できるものをご持参ください。

○お問い合わせ

町民税務課 税務G
☎(84) 1966 (直通)

国民年金保険料の納め忘れにご注意を

(町民税務課)

年金制度は、「年をとったとき」、「病気やケガで障害の状態になったとき」、「死亡したとき」などに、国が年金を支給し、本人または家族の生活を守るという社会保障です。

みんながお互い協力して助け合い、将来を支えあう制度ですから、保険料納付は私たちの大切な義務です。納め忘れのないようにしましょう。

納付は便利で納め忘れのない口座振替を利用しましょう。

○お問い合わせ

下館年金事務所
☎0296(25)0811

国保税の滞納者に対する 被保険者証等について

(町民税務課)

国保税を滞納している被保険者に対し、通常の被保険者証に代えて「短期被保険者証」や「被保険者資格証明書」の交付が義務付けられています。

短期被保険者証への切り替えは、3月の時点で保険税を滞納する世帯へ「短期被保険者証への切替予告通知」を送付し、指定期日までに納付、相談等が無い場合、4月1日に行います。

※短期被保険者証とは

通常の被保険者証より有効期間が短く、町との誓約等に基づいた定期的な更新(納税)が必要となります。

※被保険者資格証明書とは

国民健康保険に加入している事のみを証明するもので、保険診療を受けることができません。医療機関で受診をした際、かった医療費の10割を負担いただき、後日、領収証を役場窓口に持参し、療養費支給申請をしてください。7割分の償還払いが受けられます。

○町からのお願い

国民健康保険は、加入者全員の相互扶助で成り立っている医療保険制度です。その財源となる国保税の収納確保は、制度を

維持していくうえで、また加入者間の公平を図るうえで重要なことです。制度をご理解いただき、期限内納付にご協力ください。

○お問い合わせ

町民税務課 税務G
☎(84)1966 (直通)

森林湖沼税の課税期間が 延長されます

(町民税務課)

茨城県では、県民共有の財産である森林や湖沼、河川を良好な状態で次世代に引き継ぐため、平成24年度までを課税期間とする「森林湖沼税」を導入し、保全・整備に取り組んできました。しかし、未だに荒廃した森林が多く残っているほか、湖沼等の水質が十分には改善されていないなどの課題が残されていることから、課税期間を平成29年度まで5年間延長し、取り組みを継続することとなりました。県民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

○森林湖沼税の納税者

県内に住所、事務所等がある個人(非課税者を除く)及び法人

○納める額

個人 1,000円/年
法人 県民税均等割額の10%/年

○お問い合わせ

茨城県総務部税務課
☎029(301)2418

自動車税の 減免制度について

(町民税務課)

茨城県では、次に挙げる自動車について一定の要件を満たした場合、申請により自動車税を減免する制度があります。

①心身に障害のある方ご自身が使用(所有)する自動車
②障害のある方のために生計を一にする方が使用(所有)する自動車
③障害のある方のために常時介護される方が使用する自動車

減免の対象となる自動車は障害者の方1人につき1台(軽自動車を含む)です。
手続きの詳細については、県税事務所までお問い合わせください。

○お問い合わせ

茨城県筑西市税事務所
収税第二課
☎0296(24)9190

自動車の登録手続きは 確実に

(町民税務課)

自動車税は、毎年4月1日現在の車検証登録上の所有者(使用者)の方に課税されます。

現在使用していない車や、他人に譲渡した車は、速やかに抹消、名義変更等の手続きを行ってください。特に、個人間で譲渡する場合は、譲渡した相手に印鑑証明書等を渡しても名義変更が行われないことがあるので、名義変更の確認も必ず行ってください。

また、住所や車の定置場が変わった場合も、速やかに変更登録手続きを行ってください。

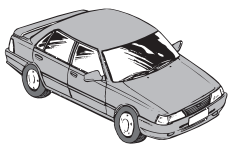
これらの手続きをしないと、既に使用していない車の納税通知書が届いたり、使用している車の納税通知書が届かないことがあります。

なお、3月下旬は運輸支局の窓口が混雑しますので、手続きはお早めにお問い合わせします。

○お問い合わせ

(自動車税に関する事)
茨城県境県税事務所
☎(87)1120

(自動車の登録、抹消等に関する事)
茨城運輸支局
土浦自動車検査登録事務所
☎050(5540)2018



3月は自殺防止月間です

(健康福祉課)

自殺は「孤立の病」とも言われていることから、現在、県では市町村及び各種団体等と連携を図り、「つながる」わ・さえる「わ」茨城いのちの絆キヤンペーン」を実施しております。周囲との絆を回復することが自殺防止につながります。心に悩みを抱えている人がいたら、声をかけてみませんか。



○お問い合わせ

◆県保健福祉部障害福祉課

☎029 (301) 3368

◆健康福祉課 社会福祉G

☎(84) 0006 (直通)

「子ども予防接種週間」

について

(健康福祉課)

3月1日～3月7日は、「子ども予防接種週間」です。母子健康手帳を見て、接種もれがないか確認してください。

①麻疹風しん混合ワクチン

第2期(平成18年4月2日～

平成19年4月1日生まれ)・第4

期(平成6年4月2日～平成7年4月1日生まれ)で、まだ接種していない方は、平成25年3月31日までに接種してください。

②日本脳炎【第1期】

小学校2・3・4年生で第1期が未接種の方、また3歳になられた方は、早めに接種しましょう。

③子宮頸がんワクチン

今年度の助成対象者は、中学校1年生から高校1年生です。(高校2年生は、平成23年度に1回目または2回目を接種している場合のみ対象です。)

④小児用肺炎球菌ワクチン

⑤ヒブワクチン

④と⑤の今年度の助成対象者は、生後2カ月から5歳になる前々日までです。

※詳しくは保健センターまでお問い合わせください。

○お問い合わせ

保健センター ☎(84) 1910

乳幼児健康相談について

(健康福祉課)

町では「子どもが健やかに生まれ育つ町」を目指して、年4回乳幼児健康相談を実施しています。育児や予防接種等についてお気軽にご相談ください。

○日時

3月12日(火)

○場所

保健センター

○内容

身体計測
子育て相談等

○お問い合わせ

保健センター ☎(84) 1910

母子保健業務の

取扱窓口の変更について

(健康福祉課)

平成25年4月1日から、これまで県(保健所)で行っていた①低体重児の届出受理、②未熟児の訪問指導、③未熟児養育医療の給付等を市町村で実施することになりました。

これらを町が行うことで、新生児の出生状況を一元的に把握し、速やかな訪問・指導ができるとともに、妊娠から出産後まで一貫した健康管理指導が可能となります。詳しくはお問い合わせください。

○お問い合わせ

保健センター ☎(84) 1910

◆町民税務課 町民G

☎(84) 1965 (直通)

「元気はつらつ倶楽部」

が始まります

(健康福祉課)

いつまでも元気に過ごすために、無理なく楽しく体力づくりを始めてみませんか? 「老いは足から」とも言われています。みなさんお誘い合わせの上ぜひご参加ください。

開催時間および場所

4月の開催日	開催時間および場所	
	午前9時45分～11時30分	午後1時30分～3時15分
4日・18日	川妻生活改善センター	小手指生活改善センター
8日・22日	元栗橋会館	土与部集落センター
9日・23日	堀之内生活改善センター	新幸谷大字事務所
12日・26日	小福田生活改善センター	大福田生活改善センター

○対象者

町内在住の65才以上の方

○内容

シルバリーハビリ体操指導士と福祉レクリエーション・ワーカーによる体操やゲーム・ダンス等

○参加費

無料

○お申し込み・お問い合わせ

五霞町社会福祉協議会

☎(84) 0765

平成25年度 米の生産数量目標 2,880.5トン

(産業課)

五霞町の平成25年産米の生産数量目標2,885トンが茨城県より配分されました。

これに基づき、農家のみなさんへの配分予定面積は水稲作付率59%、転作配分率は41%の面積に換算して配分します。

農家のみなさんのご理解ご協力をお願いします。

○お問い合わせ

産業課 地域産業G

☎(84) 2582 (直通)

相談

「電話相談」のお知らせ

(教育委員会)

教育委員会では、子どもの教育やいじめ・不登校等について、電話による相談をお受けしています。

秘密は厳守しますので、安心してお電話ください。

○受付時間

平日の午前9時～午後5時

○フリーダイヤル

☎0120(59)7830

消費生活相談窓口の お知らせ

(産業課)

専門の相談員が町民のみなさんの消費生活に関する問題やトラブルなどの相談に応じ、解決に向けたお手伝いをします。専門の相談員への相談は無料で、秘密は厳守いたします。お気軽にご相談ください。

○日時 3月13日(水)

午前9時～午後4時30分

(ただし、正午～午後1時を除く)

○場所 ひばりの里

○お問い合わせ

産業課 地域産業G

☎(84)2582(直通)

生活相談のお知らせ

(総務課)

隣保事業(生活相談員)による生活相談(人権・福祉・教育・就業等)を実施しております。個人の秘密は厳守されますので、お気軽にご相談ください。

○相談場所

◆ふれあいセンター

◆堀之内集会所

※各相談所の相談日時等につき

ましては、ふれあいセンター

までお問い合わせください。

○お問い合わせ

ふれあいセンター

☎(84)3595

募 集

第16回五霞工業クラブ 軟式野球大会

参加チーム募集

(B&G海洋センター)

五霞工業クラブ主催による軟式野球大会を次のとおり開催します。多くのチームの参加をお待ちしています。

○日時 4月7日(日)・14日(日)

※予備日 4月21日(日)

○場所

◆五霞中学校グラウンド

◆キューピー(株)野球場

○参加資格

◆五霞工業クラブ会員

◆本町在住または在勤者による合同社会人チーム

○参加費

1チーム 5,000円

○募集チーム数 16チーム

※応募多数の場合は、事務局にて選考を行います。

○お申込み方法 五霞工業クラブ事務局またはB&G海洋センターにある申込書に必要事項を記入のうえ、3月22日(金)までに事務局へ提出してください。

○その他 参加が決定されたチームは、3月29日(金)の午後7時からB&G海洋センター・ミーティングルームにて責任者会議を行いますので、出席してください。

さい。

○お問い合わせ

◆五霞工業クラブ事務局

☎(84)0764

◆B&G海洋センター

☎(84)3533

ふれあいセンター 講座生募集

(総務課)

【生花教室】

○日時 月2回

第1・3水曜日

午後7時～8時

○費用 教材費については実費(1回800円程度)

○募集人数 8名

※はさみ等はご持参ください。

【親子ヨガ教室】

○日時 月2回

第1・3火曜日

午前10時30分～正午

○費用 無料

○募集人数 20名

※親子でもお一人でも可能です。

○共通事項

◆受付期限 3月22日(金)まで

◆対象者 町内在住・在勤者

◆開講期日 4月から予定

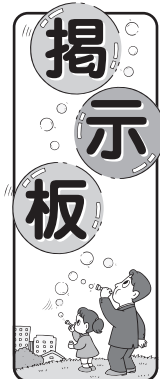
※なお、定員に満たない場合は、開講しないこともありますので予めご了承ください。

また、当ふれあいセンターの大規模改修工事に伴い、休講または会場が変更になる場合がありますのでご了承ください。

○お申し込み・お問い合わせ

ふれあいセンター

☎(84)3595



自衛官募集

○種目 自衛隊一般幹部候補生

○受験資格 22歳～26歳未満の者、但し大卒者(見込含)は20歳～22歳未満も可。

大学院卒者は28歳未満

○受付期間

2月1日(金)～4月26日(金)

○採用試験

◆1次(筆記試験)

5月11日(土)

◆2次(口述・身体検査等)

6月中旬

○合格発表

◆1次発表

5月31日(金)

◆最終発表

陸上・海上 8月2日(金)

航空 9月6日(金)

○種目 予備自衛官補

(一般公募、技能公募)

○受験資格

◆一般 18歳～34歳未満の者

◆技能 国家資格を有する18歳以上の者

○受付期間

1月9日(水)～4月3日(水)

○採用試験 4月中旬

○合格発表 5月17日(金)

○お問い合わせ(申込) 先

◆自衛隊茨城地方協力本部

筑西地域事務所

〒3008-0041

茨城県筑西市乙1040

AOビル2階

☎0296(22)7239

<http://www.mod.go.jp/pco/ibaraki/>

「県西 県民ギャラリー」

展示作品募集

県民のみなさんの作品展示・発表の場として、「県西 県民ギャラリー」を無料で提供しています。概要は次のとおりです。

○場所 茨城県筑西合同庁舎1階ホール(筑西市二木成615)

○利用者 県西地域にお住まい

またはお勤めの方で構成され、

県西県民センターが展示を認め

た2名以上の団体など(政治思想や個人的主義・主張を目的とした利用はできません。)

○展示用具 展示用穴あきパネル10枚、フック30本、長机

○期間 1週間単位で最大4週間(土・日・祝日除く)

○時間 午前9時～午後5時

○お問い合わせ

茨城県県西県民センター

県民福祉課

☎0296(24)9074

平成25年度
古河産業技術専門学院
スキルアップセミナー

受講番号	セミナー	定員	内容	実施日時	申込期限	申込方法 選考方法
1	第二種電気工事士 受験対策(筆記)	20	第二種電気工事士 免許取得のための 筆記試験対応	5月14日(火)、16日(木)、18日(土) 午後6時～9時(火、木) 午前9時～午後5時(土)	4月19日	往復ハガキ抽選
2	第二種電気工事士 受験対策(技能)A	20	第二種電気工事士 免許取得のための 技能試験対応	6月15日(土)、16日(日) 午前9時～午後5時	5月20日	往復ハガキ抽選 ※AかBのどちらかのみ申込 願います
3	第二種電気工事士 受験対策(技能)B	15	※持参品:試験で 使う工具	6月29日(土)、30日(日) 午前9時～午後5時	6月3日	

○場所 茨城県立古河産業技術
専門学院

○受講料

各セミナー2,900円

※詳しい内容については、お問
い合わせください。

○お問い合わせ

茨城県立古河産業技術専門学
院 在職訓練担当
☎(76)0049
古河市諸川1844

1人で悩まず

相談してみませんか

水戸財務事務所では、多重債
務相談の窓口を開設しています。
借金の返済でお困りの方、お電
話ください。相談無料。秘密は
守ります。

○相談時間

平日 午前8時30分～正午、
午後1時～4時30分

○連絡先

財務省関東財務局 水戸財務
事務所 多重債務相談窓口
専用ダイヤル
☎029(221)3190

応急手当

ボランティア指導員募集

○応募資格 年齢63歳未満の健
康な方で、応急手当普及員の
資格を有し、週2日以上活動
できる方。資格のない方は、
消防本部主催の4日間の救命
講習を受講し普及員の資格を
取得していただきます。

○活動内容

応急手当講習会における実技
指導

○活動場所

古河市、五霞町、下妻市、八
千代町、坂東市、境町、常総
市(旧石下町区域)
○報酬 なし(但し、交通費と
して1日1,000円支給)

○募集人員 10名

○応募方法 消防本部警防課へ
電話連絡してください。

○連絡先

茨城西南広域消防本部
警防課(担当 針谷)
☎(47)0126

茨城発インターネット
テレビ「いばキラTV」

配信中!

茨城県内ニュースや地域の話
題など、茨城がキラキラ輝く
“旬”の情報満載!

「いばキラTV」はパソコン、
スマートフォン、タブレット端
末からご覧いただけます。ぜひ
ご覧ください!

www.ibakirav.tv

○「いばキラTV」は毎日午前
7時～午後7時まで自動配信
しています。

○そのうち、ライブ番組は
◆月～金(1日3回)午前8時
15分～8時30分、午後0時20分
～1時、午後3時55分～5時

◆土日祝(1日1回) 午前11
時～午後1時です。

○自動配信とは別に24時間いつ
でも見られるオンデマンド番
組もあります。

◆「いいなぐんのココなんか?」
スタッフ「いいなぐん」が県
内の施設を突撃訪問。通常では
入れない施設などを紹介。
(毎週月曜更新)

◆「Jimmys Sport
(ジミーズ・スポーツ)」
競技人口の少ないスポーツや
文化・芸能の部活で活躍する高
校生を紹介。(毎週火曜更新)

◆「ミミラスマセバ」
茨城の音や風景を、映像や原
音のみで紹介する癒しのプログ
ラム。(毎週水曜更新)

◆「いまMensいただきます」
豊富な茨城の食材、料理の数
々。それを生み出す「いばメン」
たちを紹介。(毎週木曜更新)

◆「ぼくらの学校」
小学生自らがキャスターをつ
とめ、学校生活や魅力を紹介。
(毎週金曜更新)

○「自慢のペット、お子さんな
どを撮影した映像や遠くに住
むご親戚へのメッセージなど
ジャンルを問わず投稿動画を
募集しているほか、いばキラ
TV公式フェイスブックやツ
イッターでも最新情報をお届
けしています。

町税等夜間収納窓口の
開設について(町民税務課)

平日の日中、お仕事等で町税
等の納付ができない方や納税相
談へお越しになれない方のため
に、次のとおり町税等の収納窓
口の受付時間を延長しておりま
すので、ぜひご利用ください。

○開設日 3月29日(金)

午後5時15分～7時
○場所・お問い合わせ

対象 税等	町 税 等 学校給食費	介護保険料	保育料	上下水道料金	下水道 受益者負担金
担当課 (場所)	町民税務課 教育委員会 (役場)	健康福祉課 (役場)	健康福祉課 (役場)	上下水道課 (川妻浄水場)	上下水道課 (川妻浄水場)
担 当 グループ	税 務 G 学校教育 G	高齢者支援 G	社会福祉 G	水 道 G 下水道 G	下水道 G
電 話	☎(84) 1966	☎(84) 0006	☎(84) 0006	☎(84) 3000	☎(84) 3000

※教育委員会(学校教育G)の
通常連絡先
☎(84) 1462

The 健康応援隊!.....♡

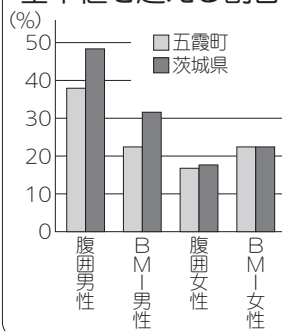
春です♪メタボ脱出に取り組もう!

平成20年度からメタボリックシンドロームの改善・脱出を目指して始まった特定保健指導「無いゾー脂肪教室」も3月で5年を経過しようとしています。みなさんは5年前の自分の体調と比較して、減量に取り組みメタボを改善した、以前と変わらない、体重が増えてしまった等、体の変化はありましたか?

平成23年度の特定健診の結果をもとに、五霞町の健康状態を茨城県と比較してみると:

○男性は腹囲の基準値を超える人の割合とBMI25以上の肥満の割合が、県内で最も低い
○女性は腹囲・BMIともに県平均と同じくらいの割合
男女ともに、腹囲とBMIの基準値を超える人の割合は年々減少しており、メタボ脱出・改善に向けた日頃の頑張りが数値として表れた結果となりました。

基準値を超える割合



また、特定保健指導「無いゾー脂肪教室」を利用した方は、特定保健指導を受けなかった方よりも、翌年度メタボリックシンドロームに該当しない割合が高くなりました。メタボ改善に成功した参加者の話では、左記に記した生活習慣の改善がみられました。

- ・体重の増減を意識するようになった
- ・食事を食べすぎていたことに気がついた
- ・食事の内容を変えた
- ・体を動かすようにした

メタボ改善・脱出の一つに禁煙があります。町の喫煙者の状況をみると、男性は40%位が喫煙し、男女ともに県平均よりも高い状況にあります。

たばこを吸うことで血圧、血糖値、中性脂肪などの値を上昇させる他、がん等のさまざまな健康を害する症状が現れます。

3月になり、少しずつ春めいてきました。心機一転、メタボ改善に向けて、体を動かしたり禁煙を始める等、できることから取り組んでみませんか?

*腹囲基準値 男性85cm以上、女性90cm以上
*BMI(体格指数)基準値 25以上

(健康福祉課 保健師)

学校コーナー

1年の総決算 新年度に向けて...

五霞中学校

平成24年度の最後の月になりました。季節も春に向かい気持ちも明るくなります。中学校では3月8日(金)に、卒業式を挙行する予定です。4月から新しい生活へと飛び立っていく卒業生、85名に幸多かれと祈ります。

この3学期に中学校では、地域の方のご協力で有意義な教育活動が行われました。その一端を紹介いたします。

○Work・Work学習 (ワークワーク学習)



役場産業課の協力を得て行われるのがこのワークワーク学習です。

五霞町の21の事業所の方に学校に来ていただき、その仕事について話を聞きます。生徒の2年渡邊明優子さんは、「さまざま職業の方の話を聞くことができて大変勉強になった。そ

れぞれの仕事に誇りを持って社会の役に立つように頑張っている。『どんなに仕事ができてもあいさつと掃除のできない人間は人の上には立てない。』という言葉が特に印象に残った」と話しています。

○郷土料理を学ぶ会

本町の生活改善推進員の皆様にご指導いただき郷土料理「けんちん汁・赤飯」を作りました。



「地産地消」五霞町産の材料が使われ、特にけんちん汁に使われた手作り味噌の風味は格別でした。味もすばらしく子どもたちも大喜びで心もお腹も満たされた時間でした。1月30日、2月6日、2月13日の3日間にのべ22名の方に世話になりました。

このような機会を与えてくださった皆様に心よりお礼を申し上げます。

人口と世帯 2月1日現在 住民基本台帳から ()内は外国人登録で内数

総人口	9,397人 (112人)
前月比	-15人 (±0人)
男	4,709人 (39人)
女	4,688人 (73人)
世帯数	3,192世帯 (68世帯)

3月の納税 納期限: 4月1日(月)です

後期高齢者医療保険料 随時 町民税務課 税務G ☎84-1966

保 育 料 3月分 健康福祉課 社会福祉G ☎84-0006

ご意見・ご要望をお待ちしています。

あて先

●町長(直通)

FAX 84-1550

●総務課広報担当

☎84-1111(内線227)



3月

お知らせカレンダー

日	月	火	水	木	金	土
					1 可燃ごみ ちびっこ広場 (西児童館)	2
		※確定申告は、3月15日(金)までです。				日赤 西南
3 春季点検式 (中央公民館)	4 可燃ごみ ドッジボール大会 (南児童館) 宝さがし (西児童館)	5 缶類 親子ヨガ教室 (ふれあいセンター)	6 可燃ごみ 1歳6か月児健診 (保健センター)	7 ビン類・ペットボトル ママといっしょ (南児童館) ふれあいハート教室 (保健センター)	8 可燃ごみ すくすく相談 (保健センター)	9 第26回五霞近隣野球 スポーツ少年団新人 大会(1日目) (中学校野球場、丸池台球場)
西南	道の駅ごか(定休日) 西南	西南	西南	西南	西南	西南
10 第26回五霞近隣野球 スポーツ少年団新人 大会(2日目) (丸池台球場) B&Gスキー教室 (栃木県鶏頂高原)	11 可燃ごみ ストップウォッチ レンジ (南児童館) ドッジボール大会 (西児童館)	12 紙類 乳幼児健康相談 (保健センター) 親子ヨガ教室 (ふれあいセンター)	13 可燃ごみ 消費生活相談窓口 (ひばりの里)	14 不燃性粗大ごみ ママといっしょ (南児童館) 手作りクッキング (西児童館)	15 可燃ごみ	16 平成24年度 スポーツ少年団卒団式 (B&G海洋センター)
西南	西南	西南	西南	西南	日赤	西南
17	18 可燃ごみ 避難訓練 (西児童館)	19 缶類 親子ヨガ教室 (ふれあいセンター)	20 可燃ごみ 春分の日	21 ビン類・ペットボトル ママといっしょ (南児童館)	22 可燃ごみ お楽しみ会 (南児童館) お楽しみ会 (西児童館)	23
西南	道の駅ごか(定休日) 西南	西南	友愛	西南	西南	西南
24	25 可燃ごみ 成人健康相談 (保健センター) みんなでクッキング (南児童館)	26 可燃性粗大ごみ	27 可燃ごみ 記憶ゲーム (西児童館)	28 不燃ごみ	29 可燃ごみ 町税等夜間収納窓口 (各窓口)	30
西南	西南	西南	西南	西南	西南	西南
31						
友愛	西南	西南	西南	西南	西南	西南

小児医療 輪番制 西南: 茨城西南医療センター病院(境町) ☎(87)8111 友愛: 友愛記念病院(古河市) ☎(97)3000
日赤: 古河赤十字病院(古河市) ☎(23)7111

※輪番日及び時間…月・火・水・木・金・土曜日: 午後6時～午後11時、日曜日・祝日: 午前9時～午後4時
※実施時間外の外来につきましては、つくば市筑波メディカルセンター病院でも小児医療を対応しています。

▼茨城子ども救急電話相談 毎日の夜間/18時30分～23時30分
休日の昼間/9時00分～17時00分
※日曜・祝日・年末年始(12/29～1/3)
#8000 (プッシュ回線の固定電話・携帯電話から)
☎029(254)9900 (すべての電話から)

▼茨城県救急医療情報コントロールセンター
医療機関をお探しのときは……
☎029(241)4199 (年中無休/24時間)

我が家の主役

広報ごかでは、毎月「我が家の主役」と題し、3歳ぐらまでのお子さまを掲載しています。このコーナーにあなたのお子さまを掲載してみませんか。
ご希望の方は、総務課または町ホームページにあります応募用紙に写真を添えてお申し込みください。

また、写真の提出は、デジタルカメラなどのデータや現像写真でお願いします。
なお、掲載は受付順となっており、一度掲載された方は見送らせていただきます。

○お申し込み・お問い合わせ
総務課 企画政策グループ
☎(84)1111 (内線227)

このコーナーに掲載をご希望の方は、総務課(内線227)までお申し込みください。

東日本大震災義援金について
平成25年3月31日(日)まで受付期間を延長いたします。
引き続き、皆様のご協力をお願いします。お預かりした義援金は、日本赤十字社茨城支部に送金し、被災者への生活支援や見舞金に使われます。

○義援金送金額
1,189,948円(2月15日現在)

土曜窓口業務を行っています

土曜日(祝日を除く)の午前8時30分から正午まで一部窓口業務を行っています。ぜひご利用ください。



町民税務課

▼申請・請求できる方▼

- 住民票 ……本人及び同一世帯の方
- 戸籍謄本・抄本 ……本人かその配偶者、直系尊属、直系卑属の方
- 印鑑証明 ……印鑑登録証をお持ちの方

※住民票、戸籍謄本・抄本は、委任状をお持ちの方も申請できます。

○お問い合わせ 町民税務課 町民グループ ☎(84)1965